

むらからまちから館における酒類及び米穀類の取扱要領

「むらからまちから館」（以下「館」という。）における酒類及び米穀類の展示・販売は、「株ふるさとサービス」が以下の要領に基づき実施する。

1. 取り扱い基準**(1) 事業者**

「館」で酒類及び米穀類を取扱うことができる者は、原則として商工会地区内の製造免許・卸免許を有する事業者（商工会、組合、第3セクター等を含む。）（以下「事業者等」という。）とする。

(2) 酒類及び米穀類の範囲

① 「館」で販売できる酒類は、原則商工会の会員が製造した酒類であって、次の酒類である。

ア. 清酒 イ. 焼酎 ウ. 果実酒類 エ. ウイスキー類 オ. リキュール類
カ. 雑酒 キ. 地ビール ク. スピリッツ類（ラム酒含む） ケ. みりん

② 「館」で販売できる米穀類は、事業者等が販売している次の米穀類であること。

ア. 精白米 イ. 玄米 ウ. 胚芽米 エ. アルファ化米 オ. その他の米穀類

※商品は「穀類」に限る。

主食としての真空パックの赤飯やピラフ、炊き込みご飯をはじめ、煎餅、餅等については他のコーナーへの出展となる。

2. 推薦及び決定

「館」に出展取扱いを希望する事業者等は、「様式—4」により都道府県商工会連合会（以下「県連」という。）の推薦を受け、株ふるさとサービスにおいて検討のうえ、直接、事業者と出展条件交渉を行い、決定する。

酒類の取扱は酒販小売免許の関係上、株ふるさとサービスの買取り仕入とする。

3. 取引条件

- (1) 酒類及び米穀類の仕入価格については、別途、株ふるさとサービスが事業者等と調整を行う。
- (2) 仕入代金の支払いは、仕入れた当月締め翌月末払いとし、事業者等の指定する口座に送金するものとする。
- (3) 売れゆきが悪く賞味期間が残っている酒類及び米穀類は、原則として返品するものとする。返品した代金については、返品した当月末締めの翌月末払いとし、事業者等は本会の指定する口座に送金するものとする。
- (4) 事業者等は、来館者に事業者のPRを兼ね試飲又は試食をさせるため、株ふるさとサービスと協議のうえ試供品をなるべく提供することとする。

4. 搬送費 原則出展事業者負担とする。**5. 出展に当たっての注意** 別紙—2の注意事項を遵守すること。**6. その他** (様式—4)「むらからまちから館」地酒コーナーへの出展品推薦リスト（米を含む）